

日本レスリング協会 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<https://www.japan-wrestling.jp>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	【審査基準(1)、(2)及び(3)について】 (ア) 組織運営等に関する中長期基本計画に策定に向けた基本方針を定めているが、コロナウイルスの影響及びオリンピック対応に人材資源を割かざるを得なかったことから策定は完了していない。現在、同計画作成に向けた作業部会を令和3年10月に発足させており、令和4年3月中には同計画を策定を完了し、公表を行う予定である。 (イ) 定款記載の目的達成に向け、各事業年度毎に組織運営の基本方針及び具体目標を定めた事業計画を策定のうえホームページ上 (https://www.japan-wrestling.jp/financialreport/) で公表し、組織の運営指針としている。	1. 「公益財団法人日本レスリング協会定款」 2. 「中長期基本計画(暫定)」 3. 「強化戦略プラン」
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	【審査基準(1)、(2)及び(3)について】 (ア) 本協会では、組織運営等に関する中長期基本計画に策定に向けた基本方針を定めているが、コロナウイルスの影響及びオリンピック対応に人材資源を割かざるを得なかったことから策定は完了していない。 (イ) 現在、同計画策定に向け作業部会を令和3年10月に発足させており、令和4年3月中には同計画の策定を完了し、公表を行う予定である。 (ウ) なお、本協会では、事業年度毎に人材育成の基本方針及び具体目標を定めた事業計画を策定のうえ、本協会のホームページ上 (https://www.japan-wrestling.jp/financialreport/) で公表し、人材の採用及び育成の指針とする運用を行っているものである。	2. 「中長期基本計画(暫定)」 3. 「強化戦略プラン」

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	<p>【審査基準(1)について】</p> <p>(ア) 本協会では、平成30年度から令和2年度を対象とする「中期財務計画」を策定し、同計画において、財務の健全性確保に向けた基本方針及び達成目標を定めている。</p> <p>(イ) 会計年度ごとに、中期財務計画における方針及び達成目標を踏まえた事業計画、収支予算、事業報告、収支決算を策定し、ホームページ(https://www.japan-wrestling.jp/financialreport/)にて公開している。これらの書類の策定を通して、財務に関する過去の実績を把握して収益と支出の比較分析を行い、財務の健全性を確保している。</p> <p>【審査基準(1)、(2)、(3)について】</p> <p>令和3年度以降の財務計画については、コロナウィルスの影響及びオリンピック対応に人材資源を割かざるを得なかった事情から策定が完了していないが、現在、同計画策定に向け作業部会を令和3年10月に発足させており、令和4年3月中には同計画の策定を完了し、公表を行う予定である。</p>	<p>4. 「中期財務計画(平成29年～平成32年)」</p> <p>5. 「令和3年度事業計画書」</p> <p>6. 「令和3年度収支予算」</p> <p>7. 「決算報告書(H31～R2)」</p> <p>8. 「事業報告書(H31～R2)」</p> <p>2. 「中長期基本計画(暫定)」</p>
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	<p>(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること</p> <p>①外部理事の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること</p>	<p>【審査基準(1)、(2)について】</p> <p>(ア) 現状、外部理事の割合が約14%(4名)、女性理事の割合が14%(4名)である。</p> <p>(イ) 過去に本協会登録規程に定める登録選手であったことのない者を外部理事に分類している(協会内規4条6項)</p> <p>(ウ) 割合が低い要因として、理事の定足数最大29名のうち、15名は各都道府県連盟(ブロック)及び各傘下団体から推薦された理事が就任する旨定められているところ、当該推薦理事については、外部理事及び女性理事の選任を求めることが困難であるという事情による。今後については、令和9年6月までに目標割合を達成することを目指し、倫理コンプライアンス委員会主導のもと、外部理事及び女性理事の比率を増加させる方法を検討・実行していく。なお、理事定数については、証憑書類No.51-2の1頁にて、定款を変更して理事定数を「20名以上30名以内」とした旨記載報告を行っている。この点については、その後、スポーツ団体ガバナンスコードが発表されたのを受け、女性理事比率及び外部理事比率を上昇させるため、再度定款を改定し、理事定数を現行定款第22条第1項(1)のとおり、「24名以上29名以内」としたという経緯がある。</p> <p>(エ) 役員候補者選考委員会規程第8条第3項において、候補者委員会の選考する理事については、外部理事の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)を達成するよう務めることが定められている。</p>	<p>9. 「協会内規(運営施行細則)」</p> <p>10. 「役員候補者選考委員会規程」</p> <p>11. 「公益財団法人日本レスリング協会理事監事名簿(令和3年6月以降)」(差替版)</p>

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	【審査基準(1)、(2)について】 (ア) 現状、外部評議員の割合が約12%(3名)、女性評議員の割合が12%(3名)である。 (イ) 過去に本協会登録規程に定める登録選手であったことのない者を外部評議員として分類している(協会内規3条4項)。 (ウ) 割合が低い要因としては、上記理事と同様に、評議員の定足数最大25名のうち、18名は各都道府県連盟(ブロック)及び各傘下団体から推薦された評議員が就任する旨定められているところ、当該推薦評議員については、外部評議員及び女性評議員の選任を求めることが困難であるという事情による。今後については、外部評議員の目標割合を25%以上及び女性評議員の目標割合を40%以上としたうえ、令和9年6月までに目標割合を達成することを目指し、倫理コンプライアンス委員会主導のもと、外部評議員及び女性評議員の比率を増加させること方策をを検討・実行していく。	9.「協会内規(運営施行細則)」 10.「役員候補者選考委員会規程」 12.「評議員名簿」
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	【審査基準(1)について】 現状、選手委員会規程に基づき選手委員が設置されている。もっとも、選手委員会が実際に活動を行った実績がなかったことから、令和2年12月20日付にて選手委員会規程を改定し、毎年1回以上開催しなければならない旨の規定(選手委員会規程第8条第1項)を設けた。また、令和3年10月の理事会において、男子と女子に分かれていた選手委員会を一本化したうえ、新たな選手委員会委員長を選任し、現在、選手委員会の委員の選考を行っており、令和4年3月中には、規定改定後初の選手委員会を開催する予定である。 【審査基準(2)について】 男士アスリート委員会、女子アスリート委員会がそれぞれ設けられ、協会主催競技会又は国際レベルの競技会に過去4年以内に出場した選手から選任されることとされている(選手選考委員会規程6条1項)こと等により、性別・種目等のバランスの取れた人選が行われてきた。今後も、選手委員長中心にバランスに配慮した委員候補者を選手委員長が選定し、理事会の承認得るというプロセスを経ることで、適切な人選が行っていく。 【審査基準(3)について】 選手委員会は年に1回以上開催され、理事会の諮問に応じ、アスリートを代表する意見を形成し、理事会に答申又は報告することとされており(選手委員会規程8条1項、同3条)、これにより選手委員会の意見が組織運営に反映されることが見込まれている。また、令和3年12月中には選手委員会規程を改定し、委員に1名以上の理事を配置しなければならない旨の規定を設けることで、委員会の意見が組織運営に反映される体制を構築する予定である。	13.「強化指定選手及び代表選手選考規程」 14.「アスリート委員会名簿」 54.「選手委員会規程」

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	<p>【審査基準(1)について】</p> <p>(ア) 現状、定款22条の定めに従い、29名の理事により理事会を構成している。</p> <p>(イ) JWF内には、加盟団体として各都道府県協会のほか8団体が存在する。</p> <p>(エ) 各都道府県協会について、都道府県を7つのブロックに分け各ブロックから理事1名を、各加盟団体については、各団体から1名を選出することとして、加盟団体との連携や意思疎通を円滑化すると共に、理事会における質疑応答の備え、各加盟団体の業務執行上監督上も、適切なガバナンス機能に寄与している。</p> <p>(オ) その他、学識経験者を含む外部理事を3名、選出区分にとらわれない理事として、選考委員会推薦理事を6～11名置くこととしており、これは、協会加盟者全体の利益と各加盟団体の利益調整を円滑化、公平・公正化することに寄与している。</p> <p>(カ) 以上の観点から、29名により理事会を構成することは、その機能に鑑みれば適正な規模である。</p> <p>(キ) また、これまで、定例理事会を3カ月に1度開催し、加えて、必要に応じて臨時理事会を開催しており、(令和3年度は10月までにすでに5回、令和2年度は合計4回、令和元年度は合計7回の理事会を開催している。)理事会の実効性は十分確保されている。</p>	<p>9.「協会内規協会内規(運営施行細則)」</p> <p>11.「公益財団法人日本レスリング協会理事監事名簿(令和3年6月以降)」(差替版)</p> <p>15.「公益財団法人日本レスリング協会組織図組織図」</p>

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	【審査基準(1)について】 役員定年制に関する定めとして、理事は就任時70歳未満でなければならない旨定めている(協会内規4条4項)。	9.「協会内規協会内規(運営施行細則)」
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	<p>【審査基準(1)について】 理事は、在任期間が10年を超えないよう、原則として5期(2年で1期としている)を超えて理事に在任できないこととしている(協会内規4条5項)。 また、令和3年12月開催の理事会において、協会内規内規4条5項ただし書きを改定し、例外的に在任期間10年を超えることができる場合についても、上限を2期とすることを検討している。また、在任期間が10年を超えた場合に再任に必要な経過期間の規定を併せて設けることを検討している。なお、証憑書類No.53別紙7頁において、在任期間の上限を、役職理事に限り、内規改定後から4期とする旨の規定とすることを検討している旨報告している。この点については、同報告後、スポーツ団体ガバナンスコードが公表されたことを受け、理事在任期間に関する制度設計の再検討を行い、全ての理事について、理事就任から原則として5期を上限とすることとした。</p> <p>【激変緩和措置(または例外措置)が適用される場合に記入】 (ア) 本協会においては、従来、オリンピック周期に合わせて役員執行部体制を構築してきた。現体制は、2020年開催予定であった東京オリンピックに向けて選任された役員である。今般、新型コロナウイルスの影響によりオリンピックが延期されたことを受けて、オリンピック終了までの間は、現体制を維持することが望ましいと判断することから、激変緩和措置の一環として、令和3年6月の理事改選に限り、在任期間を超える理事についても、これを再任することとした。そのため、在任期間を超える理事については、2021年の東京オリンピック終了後に改めて対応することも検討している。 (イ) 10年を超えて引き続き在任することが特に必要である理事については、令和3年6月開催の役員候補者選考委員会においても上記(ア)記載の理由から、在任が適当であるとの評価がなされた。</p>	<p>9.「協会内規協会内規(運営施行細則)」 11.「公益財団法人日本レスリング協会理事監事名簿(令和3年6月以降)」(差替版)</p> <p>11.「公益財団法人日本レスリング協会理事監事名簿(令和3年6月以降)」(差替版) 10.「役員候補者選考委員会規程」 16.「役員候補者選考委員名簿」</p>

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	<p>【審査基準(1)について】</p> <p>(ア) 役員候補者選考委員会規程に基づき役員候補者選考委員会を設置している。直近では、令和3年5月24日付にて役員候補者選考委員会を開催し、役員候補者の選考を行った。</p> <p>(イ) 現行の役員候補者選考委員会は、役員候補者の選出方法及び選出過程について理事会その他の機関の関与を受けず、独立して役員候補者を決定できる制度設計としている。</p> <p>(ウ) 現行の役員候補者選考委員の構成は、弁護士2名、医師1名、会社役員2名、大学教授1名、当協会事務局長(当時)であって、うち1名が女性である。</p> <p>(エ) 令和3年12月までに、役員候補者選考委員規程第4条4項改正し、委員の過半数を理事が占めてはならない旨の定めを置くことで、役員候補者選考委員会の理事会からの独立性を強化することを検討している。</p>	10.「役員候補者選考委員会規程」 16.「役員候補者選考委員名簿」
11	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要の規程を整備すること	<p>【審査基準(1)について】</p> <p>JWF役職員及び登録者等については、倫理規程第3条ないし第6条に「法令等の順守」、「遵守事項」、「私的利益の禁止」、「利益相反の防止及び開示」の規定を設け、法令及び関連する諸規定を遵守すること、社会規範違反しないこと、私的利益を図ってはならないこと、その他不適切な行為を行わないことを定めており、違反者に対する処分等についても第13条以下にて規定している。倫理規定の内容は、ホームページ上公開しており、周知されている。</p>	17.「倫理規定」
12	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	<p>【審査基準(1)について】</p> <p>定款をはじめ、法人の運営に関する各種規定を整備している。</p>	1.「公益財団法人日本レスリング協会定款」 9.「協会内規協会内規(運営施行細則)」 18.「加盟団体規定」 19.「評議員会規程」 20.「理事会運営規定」 21.「役員等職務権限規程」 22.「会計処理規程」

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
13	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	【審査基準(1)について】 法人の業務に関する各種規程等を整備している。	9.「協会内規協会内規(運営施行細則)」 23.「個人情報保護方針」 24.「情報公開規程」 25.「特定個人情報取扱規程」 26.「協会リスク等管理規程」 27.「公益通報者保護規定」 28.「資金運用規程」
14	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	【審査基準(1)について】 法人の役職員の報酬等に関する各種規程等を整備している。	29.「役員報酬規程」 30.「費用弁償規程」 31.「役員等退職手当支給規程」 32.「旅費支給規程」 55.「就業規則」 56.「給与規則」
15	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	【審査基準(1)について】 定款第4章(第6条~第9条)において、JWFの資産・会計について定めているほか、各種規程を整備している。	1.「公益財団法人日本レスリング協会定款」 22.「会計処理規程」 28.「資金運用規程」 33.「寄附金取扱規程」 34.「協力謝金基準」 35.「特定費用準備資金及び資産取得資金の取扱規程」

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
16	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	<p>【審査基準(1)について】 (ア) 協会内規第13条において、会員からの登録料の徴収に関して定めている。 (イ) 中期財務計画にのっとり、事業収益の増加促進、レスリング競技関連事業の実施、その他安定した経営基盤の確立に向けた規程の整備を検討している。</p>	9.「協会内規協会内規(運営施行細則)」 4.「中期財務計画(平成29年～平成32年)」
17	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	<p>【審査基準(1)について】 強化指定選手及び代表選手選考規程(以下「選考規程」という。)を設けるとともに、同規程8条ないし9条において、毎年代表選手選考基準案を策定し理事会の承認を受けることを定めている。</p> <p>【審査基準(2)について】 選手から選考結果について説明を求められた場合等において、当該選手に他しいて代表選手選考の経緯を個別に説明することとされている(選考規定12条)。また、代表表選手選考結果に関する不服申し立てに関して、選考規定第13条において、日本スポーツ仲裁機構のスポーツ仲裁規程に従った仲裁により解決することを定めており、これにより選手の権利保護が図られている。今後、選手の権利保護を更に強化するため、令和4年3月までを目標に、アスリート委員会と協議のうえ、肖像権に関する規定、登録・移籍に関する規定を策定する予定である。</p> <p>【審査基準(3)について】 選手選考基準は、各強化委員会において原案を作成し、強化本部長の承認を経て理事会に諮る仕組みとなっている。この点、承認権者である強化本部長の選任は、外部有識者を少なくとも2名含む指導者選考委員会において先行されることから、選手選考基準作成者の選定は公平かつ合理的な過程で実施されている。</p>	13.「強化指定選手及び代表選手選考規程」 36.「指導者選考委員会規程」

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
18	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	<p>【審査基準(1)について】 (ア) 審判委員会規程及び審判委員会細則を設け、同規程等に従って審判委員会において、審判員の審査・認定を行っている。 (イ) 審判委員会規程第15条において、公認審判員の等級及び資格要件について定め、一定以上の審判技術及びルールに精通したものを審判員として認定する制度を確立している。また、特定の大会に派遣する審判員については、審判委員会で協議のうえ、審判委員長が選任することで、公平かつ合理的な選定が行われている。 (ウ) これにより審判員の公平かつ合理的な選考が行われる仕組みとなっている。</p>	37.「審判委員会規程」 38.「審判委員会細則」
19	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	<p>【審査基準(1)について】 (ア) 弁護士、会計士及び税理士と顧問契約を締結し、業務遂行上懸念等がある場合には、いつでも相談できる体制を整えている。 【審査基準(2)について】 (イ) 職員の業務遂行上、必要に応じて法的知識を学ぶための外部研修等を受講しており、今後も継続的に実施する予定である。</p>	39.「法律顧問契約書」 40.「業務委託契約書」 41.「顧問契約書」 42.「JWF倫理研修」
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	<p>【審査基準(1)について】 倫理委員会が設置されており、同委員会において適宜コンプライアンス関連事項に関する事項の決定が行われている。今後、令和3年12月までに、協会内規、倫理規定及び倫理委員会規程を改定し、倫理委員会を倫理・コンプライアンス委員会と改称し、少なくとも年1回の開催を義務付けることを検討している。 【審査基準(2)について】 令和3年12月までに、倫理規定ないし倫理委員会規程を改定し、倫理・コンプライアンス委員会の権限として、コンプライアンスにかかる方針や計画の策定及び推進、実施状況の点検等を行うことを明記することを検討している。 【審査基準(3)について】 令和3年12月までに、倫理規定を改定し、倫理・コンプライアンス委員会に、少なくとも1名以上女性委員を配置すべきことを定めることを検討している。</p>	17.「倫理規定」 50.「倫理委員会名簿」 57.「倫理委員会規程」

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	【審査基準(1)について】 令和3年12月までに、倫理規定ないし倫理委員会規程を改定し、倫理・コンプライアンス委員会に、少なくとも1名以上の弁護士を配置すべき旨規定することを検討している。	44.「利益相反規程」 57.「倫理委員会規程」
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	【審査基準(1)】 (ア) 倫理規定第11条及び第12条において、役職員の倫理研修義務を規定している。 (イ) 令和2年度においては、コロナウイルス蔓延防止の観点から倫理研修を開催していないが、令和3年度以降については、コロナウイルス蔓延が終息するまではWEBによる研修を実施すべく設備等の調整を行っており、令和4年3月中には、初のWEBによる研修を実施する予定である。	17.「倫理規定」 42.「JWF倫理研修」

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	<p>【審査基準(1)について】</p> <p>(ア) 指導者については、倫理規定第11条及び第12条第2項において、倫理研修受講義務を規定し、倫理研修を実施することとしているが、令和2年度については、コロナウイルス蔓延の影響で実施できていない。そこで、令和3年度以降については、コロナウイルス蔓延が終息するまではWEBによる研修を実施すべく設備等の調整を行っており、令和4年3月中には、初のWEBによる研修を実施する予定である。</p> <p>(イ) 選手については、直近では闇賭博防止に関する注意喚起を促すミーティングを実施した。</p> <p>(ウ) 今後の実施については、強化合宿の際に適宜アンチドーピング研修をはじめとしたのコンプライアンス研修を実施することを予定している。</p>	<p>17.「倫理規定」</p> <p>42「JWF倫理研修」</p> <p>45.「福田会長が全日本チームに”戦う精神”を伝承！現職警視が闇賭博への注意を喚起」</p> <p>2.「中長期基本計画(暫定)」</p> <p>3.「強化戦略プラン」</p>
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	<p>【審査基準(1)】</p> <p>現状、審判員会内部で全国大会前に適宜スポーツ倫理に関する研修を実施しているが、コンプライアンスに関する研修は行われていない。そこで、令和4年3月までに、倫理・コンプライアンス委員会において、コンプライアンス研修実施計画を策定のうえ、年1回以上のコンプライアンス研修を実施することを目指す。</p>	<p>46.「審判委員会規定・細則の確認と変更について」</p>
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	<p>【審査基準(1)について】</p> <p>(ア) 本協会会計担当者及び各参加連盟会計担当者を対象として財務会計の知識に関する研修を実施し、財務担当者として必要な知識を身に付ける機会を提供している。また、専門家のサポートが必要となった事項については、定期的に顧問弁護士に報告し、顧問弁護士がその適否について検証している。</p> <p>【審査基準(2)について】</p> <p>(イ) 会計士及び弁護士と顧問契約を締結し、日常的にサポートを受けることができる体制を構築している。</p>	<p>47.「会計士による会計指導実績」</p> <p>39.「法律顧問契約書」</p> <p>40.「業務委託契約書」</p>

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	<p>【審査基準(1)について】</p> <p>(ア) 本協会会計担当者及び各参加連盟会計担当者を対象として財務会計の知識に関する研修を実施し、財務担当者として必要な知識を身に着ける機会を提供している。</p> <p>(イ) 財務・経理に関する規定を整備し、公正な会計原則を順守するための業務サイクルを確立している。今後、業務サイクルをより一層明確化するため、令和4年12月までを目標に、職務分掌に関する規定を策定することを検討している。</p> <p>【審査基準(2)、(3)について】</p> <p>(ウ) 監事を配置し、業務運営に関する監査を受けている。</p> <p>(エ) 現行の監事のうち1名は、所属は当協会のみであるが、銀行や金融系の会社に長く務めた経歴を持ち、監査に関する十分な能力を備えていることから、監事の適性があると考えます。また、現行幹事のうち、もう1名は、現在学校法人の理事長を務め、過去には会社役員、相談役などを歴任した経歴を持ち、監査に関する十分な能力を備えていることから、監事として適正があると考えます。</p>	<p>47.「会計士による会計指導実績」</p> <p>1.「公益財団法人日本レスリング協会定款」</p> <p>22.「会計処理規程」</p> <p>28.「資金運用規程」</p> <p>33.「寄附金取扱規程」</p> <p>34.「協力謝金基準」</p> <p>35.「特定費用準備資金及び資産取得資金の取扱規程」</p> <p>11.「公益財団法人日本レスリング協会理事監事名簿(令和3年6月以降)」(差替版)</p>
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	<p>【審査基準(1)】</p> <p>(ア) 国や助成元における要領などの定めに従って、適切に処理している。</p> <p>(イ) 倫理規定第4条第4項において、補助金・助成金の処理に関する不正を禁じ、違反した場合には懲戒処分の対象としている。</p> <p>(ウ) 令和2年に発生した不正会計問題をうけ、事務局員1名を国庫補助金等の取扱担当者を選任し、関係各所からの指導を受け、ガイドライン等を遵守するよう努めている。</p>	17.「倫理規定」

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	<p>【審査基準(1)について】</p> <p>(ア) 法定備置書類については、要請に応じて閲覧できる状況を整えている。</p> <p>(イ) 各種規程、及び各種決算報告をホームページ上で公開している。</p> <p>各種規程等：https://www.japan-wrestling.jp/rules/</p> <p>事業・決算報告書：https://www.japan-wrestling.jp/financialreport/</p>	<p>5.「令和3年度事業計画書」</p> <p>6.「令和3年度収支予算」</p> <p>7.「決算報告書(H31～R2)」</p> <p>8.「事業報告書(H31～R2)」</p>
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	<p>(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと</p> <p>① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること</p>	<p>【審査基準(1)について】</p> <p>選手選考基準を策定するとともに、選手選出基準及び選考結果をホームページ上で公開している。選考理由についても、選手から個別の質問があった場合にはこれに答えることで適宜開示している。強化指定選手及び代表選手選考規程、指導者選考委員会規程も策定されており、令和4年3月までには、ホームページ上で公開することを目指している。</p> <p>2019年世界選手権大会及び2020東京オリンピックにおける選手選考基準について： https://www.japan-wrestling.jp/2018/10/17/134106/</p> <p>選考結果：https://www.japan-wrestling.jp/2021/09/24/178439/</p> <p>強化指定選手選出基準：https://www.japan-wrestling.jp/rules/</p>	<p>48.「2019年世界選手権大会及び2020東京オリンピックにおける選手選考基準について」</p> <p>13.「強化指定選手及び代表選手選考規程」</p> <p>36.「指導者選考委員会規程」</p>
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	<p>(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと</p> <p>② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること</p>	<p>【審査基準(1)について】</p> <p>(ア) 利益相反ポリシー及び利益相反規程についてホームページ上で公開する準備を行っており、令和4年3月中には公表を完了する予定である。</p> <p>(イ) ガバナンスコードの自己説明について、ホームページ上で公開している (https://www.japan-wrestling.jp/2021/02/26/168)</p>	自己説明・公表書式(様式5)

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	<p>【審査基準(1)について】 重要な契約に関しては、顧問弁護士に相談のうえ、法的観点から助言を受けたうえで、締結を行うという運用を実施している。</p> <p>【審査基準(2)について】 利益相反ポリシーを制定し、同ポリシーに従った利益相反規程を整備している。 具体的には、倫理規定第5条において、私的利益を図ることを禁止している。 また、利益相反規程第4条以下においてに利益相反委員会の設置及び運営について規定し、同規程に基づき利益相反委員会を設置している。さらに、利益相反規程第4条以下においてに利益相反委員会の設置及び運営について規定し、理事・監事その他協会関係者が行う取引について、利益相反委員会が審議し判断を示すことができる仕組みを確立している。これにより、利益相反を適切に管理している。</p>	39.「法律顧問契約書」 17.「倫理規定」 43.「利益相反ポリシー」 44.「利益相反規程」
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	<p>【審査基準(1)について】 利益相反ポリシーを作成している。</p>	44.「利益相反ポリシー」

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	<p>【審査基準(1)について】 公益通報窓口の設置について説明する文書を関係者に配布済みである。今後、恒常的な周知に向け、令和4年3月までにはホームページ上で情報提供を行うよう検討・準備している。 通報対象は、法令違反行為及び倫理規定第4条各号に定める行為(各種ハラスメントのほか、ドーピング、不正経理、その他協会の名誉と信用を著しく害する行為を広く含む。)としている。</p> <p>【審査基準(2)について】 公益通報者保護規定第16条において公益通報者の個人情報保護(通報内容の秘匿を含む。)に関する定めを置いている。</p> <p>【審査基準(3)について】 同上。</p> <p>【審査基準(4)について】 公益通報者保護規定第15条において、公益通報を利用としたことを理由とする不利益な取扱いを禁止している。</p> <p>【審査基準(5)について】 倫理規定第11条及び第12条において、役職員の倫理研修義務を規定し、同倫理研修において通報が正当な行為であることの意識付けを行うこととしている。 令和2年度においては、コロナウイルス蔓延防止の観点から倫理研修を開催していないが、令和3年度以降については、令和4年3月までにWEBによる研修を行うことを検討・準備している。</p>	49.「公益通報窓口の設置について」 27.「公益通報者保護規定」 17.「倫理規定」

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	【審査基準(1)について】 弁護士資格を持つ法律専門家を公益通報の外部窓口とした通報制度を設けている。制度の構築に当たっては、顧問弁護士に相談し、助言を受けた。	27.「公益通報者保護規定」

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	<p>【審査基準(1)について】 倫理規定第3条から第6条において禁止行為を規定するとともに、倫理規定第13条以下において懲戒処分の手続きを定め、ホームページ上で公開している。</p> <p>【審査基準(2)について】 同上。</p> <p>【審査基準(3)について】 処分対象者には、倫理規定第13条第3項に基づき弁明の機会が付与されることとされている。</p> <p>【審査基準(4)について】 倫理規定第16条2項において、処分対象者に対する処分内容の書面による通知が義務付けられている。令和4年3月中には、倫理規定を改正し、処分対象者に対する書面による通知にあたって、処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立手続の可否、その手続の期限等を書面に記載しなければならない旨の規定を設けることを検討している。また、倫理規定第17条において不服申し立ての手続につき、一般財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して仲裁判断を求めることができる旨定められている。</p>	17.「倫理規定」
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	<p>【審査基準(1)について】 倫理規定第16条第1項により、懲戒処分を行うには、倫理委員会の答申を受けなければならないとされている。倫理委員会は、倫理規定第10条に基づき、理事会ないし役員会の決議により開催される。倫理委員会は、JWFの理事、監事、外部選出評議員(弁護士資格者)等で構成され、一定の専門性・中立性を保っている。</p>	17.「倫理規程」 50.「倫理委員会名簿」

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	<p>【審査基準(1)について】</p> <p>(ア) 倫理規程第17条において、懲戒処分に対する不服申し立てについては、一般財団法人スポーツ仲裁機構に対して行うものとする規定している。</p> <p>【審査基準(2)について】</p> <p>(イ) 代表選手選考規程第13条において、強化指定選手選考の結果または代表選手選考結果に関する不服申立は日本スポーツ仲裁機構「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁により解決されるものとする規定している。</p> <p>【審査基準(3)について】</p> <p>いずれの規定においても期間制限は設けていない。</p>	17.「倫理規程」 13.「強化指定選手及び代表選手選考規程」
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	<p>【審査基準(1)について】</p> <p>JWFのホームページ上で倫理規定及び選手選考規定を公開し (https://www.japan-wrestling.jp/rules/)、スポーツ仲裁が利用可能であることを公開している。今後、処分時には、処分対象者に対して書面による個別の通知を徹底していく。</p>	17.「倫理規定」 13.「強化指定選手及び代表選手選考規程」

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	<p>【審査基準(1)について】</p> <p>(ア) 協会リスク等管理規定第5条にて、所管部門における緊急事態対応の基本方針を定めるとともに、協会リスク管理規程第7条において、緊急事態発生時又は緊急事態の発生が予想される場合に危機管理委員会を設置することができることとして、危機管理体制を構築している。</p> <p>【審査基準(2)、(3)について】</p> <p>(イ) 協会リスク管理規定第6条において、緊急事態時の対応の基本方針を定め、もって一連の流れを規定している。今後、令和4年6月までを目標として、危機管理対応担当理事を配置し、同理事主導のもと、危機管理マニュアルの整備を行う。</p> <p>【審査基準(4)について】</p> <p>今後、令和4年6月までを目標として、不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合の一連の流れを含んだ危機管理マニュアルの整備を行う。</p>	29.「協会リスク等管理規程」
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	<p>【審査基準(1)について】</p> <p>不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について、監督官庁の助言・指導を受けながら外部専門家を含めた調査委員会を組成し、各案件ごとに対応している。</p>	51.「パワハラ問題に関する報告書類一式」(差替版) 52「不正会計問題に関する報告書類一式」

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	【審査基準（1）について】 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成している。	53.「調査報告書（公益財団法人レスリング協会第三者委員会）」
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするるとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	【審査基準（1）について】 （ア）加盟団体規程第3条において、加盟団体の義務を明記するとともに、加盟団体規程第6条において義務違反が発生した場合の処分について規定している。 （イ）加盟団体規程第4条において、JWFに対して、加盟団体が年度事業計画及び収支予算書又は年度事業報告及び決算報告書を必要に応じて届け出ることとしている。 【審査基準（2）、（3）について】 （ウ）各ブロック選出理事を通じて地方組織に対して適宜指導・助言を行っているが、指導、助言等を行った具体的資料は残っていない。今後、地方問題対応部会を設置し、令和5年3月までに、同部会主導のもと、加盟団体にアンケートを実施して意見を募りつつ、加盟団体規定を改定し、より一層JWFと加盟団体との間の権限関係を明確化するとともに、JWFによるさらに効率的な指導、助言及び支援を行うことができるような規程の整備ないし運用を行う。	18.「加盟団体規程」 15.「公益財団法人日本レスリング協会組織図組織図」
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	【審査基準（1）について】 （ア）理事の選任に関して、各ブロックから1名の理事を選出するものとし、理事会を通じて、地方組織等の運営者に対する情報提供を実施している。また、JWFホームページ、事務局から、地方組織運営者に対する情報提供も併せて行っている。 （イ）今後、今後、地方問題対応部会を設置し、令和5年3月までを目標として、地方問題対応部会及び輪・コンプライアンス委員会が連携して、加盟団体を対象に含めた研修会の実施計画の策定及び同計画の実行を行う。	9.「協会内規協会内規（運営施行細則）」

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類